第１章　耐震化の基本的な考え方

１-１　計画改定の背景と目的

（１）計画改定の背景

区は、建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るため、平成 19（2007）年に「品川区耐震改修促進計画」（以下［本計画］という。）を策定し、これまで耐震診断・耐震改修・除却・品川シェルター設置への助成、専門家の派遣や相談会の開催など、多様な施策を展開してきました。

しかし、その後も全国で大規模な地震が相次いでいます。平成 28（2016）年の熊本地震では、震度 7 の地震が 2 度発生し、旧耐震基準の建築物だけでなく 2000 年以前に建築された新耐震基準の一部の木造住宅にも被害が確認されました。平成 30（2018）年大阪府北部地震では、ブロック塀等の倒壊による死亡事故が発生し、附属構造物の安全確保の重要性が再認識されました。

令和 6（2024）年の能登半島地震では、建築年代別の倒壊率に大きな差が確認され、旧耐震基準 19.4%、新耐震基準導入後 5.4%、2000 年以降 0.7%と、耐震基準の違いが被害に大きく影響することが明確になりました。一方で、旧耐震基準を中心とする木造住宅の耐震化が急務であることも改めて浮き彫りとなりました。

また都においては令和 4（2022）年に「首都直下地震等による東京の被害想定」や「地震に関する地域危険度測定調査（第 9 回）」も公表され、建物倒壊危険度・火災危険度・災害時活動困難係数を踏まえた地域の総合危険度の評価により、首都圏の地震リスクが一層明らかになっています。こうした状況を踏まえ、建築物の耐震化をこれまで以上に加速化して計画的に進める必要があります。



令和 6(2024)年 能登半島地震の建物被害



令和 6(2024)年 能登半島地震の建物被害

上２枚の写真出典
(一財)消防防災科学センター
「災害写真データベース」



区内の特定緊急輸送道路の様子
（中原街道）

（２）計画改定の目的

令和 7（2025）年度に前回の耐震化目標年度を迎えるにあたり、区内の耐震化の現状と課題を整理するとともに、耐震化に関する制度改正、各種調査結果、指針の改定、地域危険度等の最新の知見を踏まえつつ、国や都との連携を強化し、より効果的で総合的な施策を加速的に展開することを目的として、本計画の見直しを行いました。

表 1　これまでの主な動き（法律改正等）

被害が大きかった地震等	国・東京都	品川区
平成 7（1995）年 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)発生 ○旧耐震基準の建築物に多くの被害が発生	平成 7（1995）年 耐震改修促進法制定	
	平成 12（2000）年 建築基準法施行令改正 ○兵庫県南部地震の木造住宅被害を受け、接合部金物仕様、耐力壁配置等が明確化	
	平成 18（2006）年 耐震改修促進法改正 ○耐震改修促進計画の策定	
	平成 19（2007）年 東京都耐震改修促進計画策定	平成 19（2007）年 品川区耐震改修促進計画策定
平成 23(2011)年 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)発生	平成 24(2012)年 首都直下地震等による東京の被害想定公表	
	平成 25(2013)年 耐震改修促進法改正 ○学校や病院など重要な建築物の耐震診断の義務化 ○区分所有建築物の耐震改修の決議要件の緩和	平成 25(2013)年 品川区耐震改修促進計画改定
	国土強靭化基本法制定 ○国土強靭化地域計画の策定	
	平成 26(2014)年 マンション建替法改正	
平成 28(2016)年 熊本地震発生 ○旧耐震の他 2000 年基準より前の一部の木造住宅に被害が発生	平成 28(2016)年 東京都耐震改修促進計画改定	
平成 30(2018)年 大阪府北部地震発生 ○ブロック塀の倒壊による人的被害が発生	平成 31(2019)年 耐震改修促進法施行令改正 ○通行障害建築物に組積造の塀が追加	平成 30(2018)年 品川区耐震改修促進計画改定
	令和 2(2020)年 「住宅・建築物の耐震化率の推計方法および目標について」が示された 東京都耐震改修促進計画一部改定	令和 2(2020)年 品川区耐震改修促進計画改定
	令和 3(2021)年 東京都耐震改修促進計画一部改定	
令和 6(2024)年 能登半島地震発生 ○旧耐震の他 2000 年基準より前の一部の木造住宅に被害が発生	令和 5(2023)年 東京都耐震改修促進計画一部改定	

表 2　兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）以降の大規模地震の規模と主な被害の状況

発生年月日	名称	マグニチュード	震度	被害の状況（人、棟）
平成 7(1995)年 1 月 17 日	兵庫県南部地震 （阪神・淡路大震災）	7.3	7	死者・行方不明 6,437、住家全壊 104,906、 半壊 144,274 など
平成 12(2000)年 10 月 6 日	鳥取県西部地震	7.3	6 強	住家全壊 435、半壊 3,101 など
平成 13(2001)年 3 月 24 日	芸予地震	6.7	6 弱	死者 2、住家全壊 70、半壊 774 など
平成 15(2003)年 7 月 26 日	宮城県北部の地震	6.4	6 強	住家全壊 1,276、半壊 3,809 など
平成 15(2003)年 9 月 26 日	十勝沖地震	8.0	6 弱	死者・行方不明 2、住家全壊 116、半壊 368 など
平成 16(2004)年 10 月 23 日	新潟県中越地震	6.8	7	死者 68、住家全壊 3,175、半壊 13,810 など
平成 17(2005)年 3 月 20 日	福岡県西方沖の地震	7.0	6 弱	死者 1、住家全壊 144、半壊 353 など
平成 19(2007)年 3 月 25 日	能登半島地震	6.9	6 強	死者 1、住家全壊 686、半壊 1,740 など
平成 19(2007)年 7 月 16 日	新潟県中越沖地震	6.8	6 強	死者 15、住家全壊 1,331、半壊 5,710 など
平成 20(2008)年 6 月 14 日	岩手・宮城内陸地震	7.2	6 強	死者・行方不明 23、住家全壊 30、半壊 146 など
平成 23(2011)年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震 （東日本大震災）	9.0	7	死者・行方不明 22,325、住家全壊 122,050、 半壊 283,988 など※1 （令和 7(2025)年 3 月 1 日時点）
平成 23(2011)年 3 月 12 日	長野県・新潟県 県境付近の地震	6.7	6 強	死者 3、住家全壊 73、半壊 427 など （平成 29（2017)年 3 月 31 日時点）
平成 25(2013)年 4 月 13 日	淡路島沖地震	6.3	6 弱	住家全壊 8、半壊 101 など
平成 26(2014)年 11 月 22 日	長野県北部の地震	6.7	6 弱	住家全壊 77、半壊 137 など （平成 27(2015)年 1 月 5 日時点）
平成 28(2016)年 4 月 14 日～	熊本地震	7.3※2	7※3	死者 273※4、住家全壊 8,667、半壊 34,719 など （平成 31(2019)年 4 月 12 日時点）
平成 28(2016)年 10 月 21 日	鳥取県中部の地震	6.6	6 弱	住家全壊 18、住家半壊 312 など （平成 30(2018)年 3 月 22 日時点）
平成 30(2018)年 6 月 18 日	大阪府北部の地震	6.1	6 弱	死者 6、住家全壊 21、半壊 483 など （令和元(2019)年 8 月 20 日時点）
平成 30(2018)年 9 月 6 日	北海道胆振東部地震	6.7	7	死者 43、住家全壊 469、半壊 1,660 など （令和元(2019)年 8 月 20 日時点）
令和 3(2021)年 2 月 13 日	福島県沖を震源と する地震	7.3	6 強	死者 1、住家全壊 69、半壊 729 など （令和 3(2021)年 3 月 29 日時点）
令和 4(2022)年 3 月 16 日	福島県沖を震源と する地震	7.4	6 強	死者 4、住家全壊 217、半壊 4,556 など （令和 4(2021)年 11 月 18 日時点）
令和 5(2023)年 5 月 5 日	能登半島沖を震源と する地震	5.9 6.5	5 強 6 強	死者 1、住家全壊 40、半壊 313 など （令和 6(2024)年 3 月 6 日時点）
令和 6(2024)年 1 月 1 日	能登半島地震	7.6	7	死者 698、住家全壊 6,537、半壊 23,703 など （令和 7(2025)年 12 月 25 日時点）

出典　気象庁「日本付近で発生した主な被害地震」に消防庁確定報告で加筆および修正し作成。
※1 人的被害及び物的被害については、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「平成 23（2011）年東北地方太平洋沖地震」の余震による被害、および 3 月 11 日以降に発生した余震域外の地震で被害の区別が不可能なものも含む
※2 「平成 28(2016)年熊本地震」における最大規模の地震(4 月 16 日 1 時 25 分熊本県熊本地方の地震)を記載。
※3 4 月 14 日 21 時 26 分熊本県熊本地方の地震及び 4 月 16 日 1 時 25 分熊本県熊本地方の地震の最大震度を記載。
※4 死者数には、震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数のうち、市町村において災害が原因で死亡したものと認められた死者、及び 6 月 19 日から 25 日に発生した被害のうち熊本地震との関連が認められた死者を含む。

1-2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、策定にあたっては、「東京都耐震改修促進計画」や「品川区地域防災計画」等との整合性を図ります。

また、「品川区基本構想」や「品川区長期基本計画」など、関連する区の計画等との連携・整合を図るものとします。

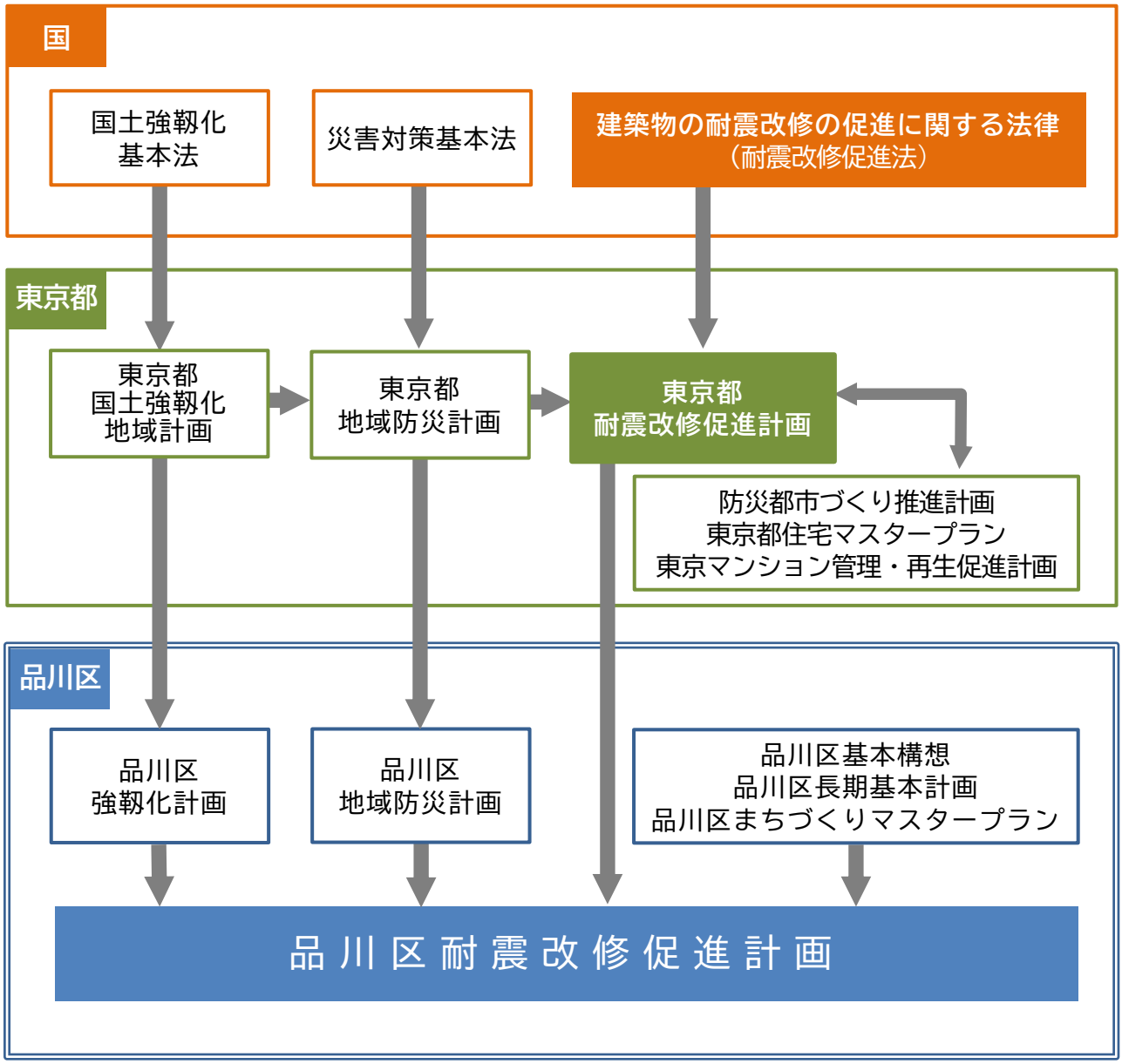


図 1　計画の位置付け

1-3 計画期間

計画の期間は、令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までとし、計画期間中の社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応していくため、適宜、事業の進捗状況等の検証を行い、必要に応じて改定を行います。

1－4 対象区域および対象建築物等

（1）対象区域

本計画の対象区域は、区内全域です。

（2）計画対象建築物等

本計画で対象とする建築物等は、区内に存在する建築物のうち、原則として建築基準法における新耐震基準導入より前に建築された次の表に示す建築物等とします。また、新たに新耐震基準の木造住宅も計画対象とします。

表 3 対象建築物等

種　類	内　容	耐震改修促進法上の取扱等
旧耐震基準の建築物等		
住宅	木造住宅 （戸建て・長屋・共同住宅） 非木造住宅 （戸建て･長屋･共同住宅(賃貸マンション･分譲マンション)）	「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋および共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるものを含む。
緊急輸送道路沿道建築物		
特定緊急輸送道路沿道建築物	特定緊急輸送道路に接する一定高さを超える建築物	法第 7 条第 1 項に定める要安全確認計画記載建築物
一般緊急輸送道路沿道建築物	特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路に接する一定高さを超える建築物	法第 14 条第 3 号に定める建築物
特定建築物（民間）		
特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する一定規模以上の建築物	法第 14 条第 1 号に定める建築物
	危険物を取り扱う施設	法第 14 条第 2 号に定める建築物
要緊急安全確認大規模建築物	地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物	法附則第 3 条第 1 項に定める建築物
区有建築物	防災上重要な施設 （庁舎･保健所･地域センター･学校　施設・高齢者福祉施設等） その他の施設 （住宅･公園管理施設等）	全ての区有建築物 （東京都震災対策条例第17条に該当）
ブロック塀等		
特定緊急輸送道路沿いの塀	特定緊急輸送道路に接する建築物に附属する一定長さ・高さを超える組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）	法第 7 条第 1 項に定める要安全確認計画記載建築物
新耐震基準の木造住宅		
住宅	木造住宅 （戸建て・長屋・共同住宅）	

①　緊急輸送道路沿道建築物

耐震化を推進する沿道建築物は、図 2 に示す建築物として定められています。そのうち特定緊急輸送道路に敷地が接するものを「特定緊急輸送道路沿道建築物」、一般緊急輸送道路に敷地が接するものを「一般緊急輸送道路沿道建築物」といい、特定緊急輸送道路沿道建築物を「要安全確認計画記載建築物」として耐震診断の実施およびその結果の報告、並びに所管行政庁による診断結果の公表が、「耐震改修促進法」により義務づけられています。

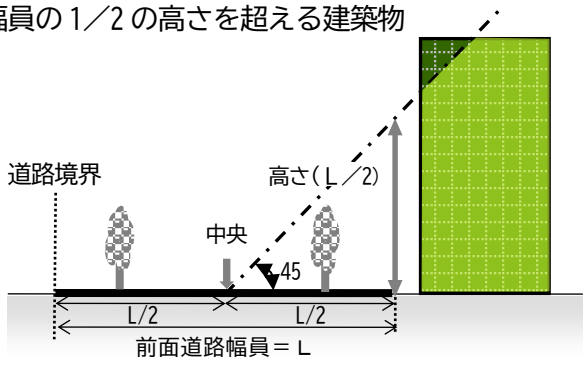
緊急輸送道路に敷地が接する建築物のうち、次の全てに該当する建築物

・新耐震基準導入より前に建築された建築物

・以下の①または②の高さを超える建築物

① 前面道路幅員が 12mを超える場合

幅員の 1／2 の高さを超える建築物



② 前面道路幅員が 12m以下の場合

6mの高さを超える建築物

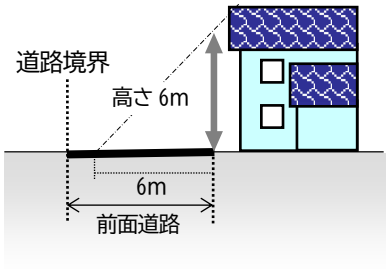


図 2　沿道建築物の要件

②　特定緊急輸送道路沿いの塀

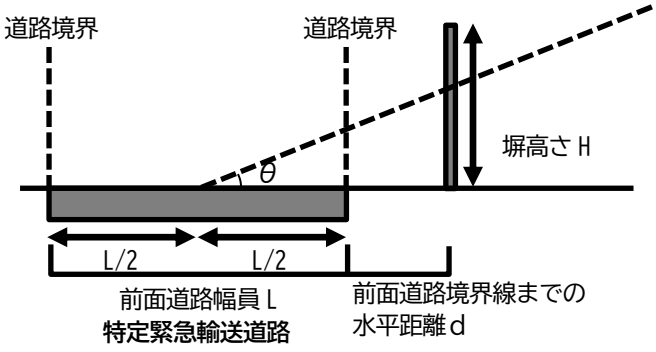
耐震改修促進法では、ブロック塀等のうち、緊急輸送道路沿道の建築物に附属する組積造の塀（コンクリートブロック造の塀を含む）を通行障害建築物としている。このうち都は特定緊急輸送道路沿いの塀を、同法第 7 条第 1 項第 2 号により「要安全確認計画記載建築物」として、耐震診断の実施とその結果の報告を義務づけています。

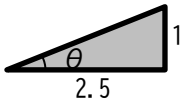
特定緊急輸送道路に接する建築物に附属する組積造の塀のうち、次の全てに該当する塀

・新耐震基準導入より前に建築された塀

・長さが 8mを超える塀

・高さが塀から道路中心線までの距離を 2.5 で除して得た数値を超える塀





$$H > \frac{\frac{L}{2} + d}{2.5}$$

のとき、高さ要件に該当

図 3　特定緊急輸送道路沿いの塀の要件

表 4　特定建築物の規模要件

法第14条	用途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件		要緊急安全確認大規模建築物の規模要件
			耐震改修促進法 第14条※1	指示対象 耐震改修促進法 第15条第2項	耐震改修促進法附則 第3条※2
第1号	学校 義務教育学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）	階数2以上かつ1,500㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）	階数2以上かつ3,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設				
	保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物				
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は処理するすべての建築物※4	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		耐震改修等促進計画で指定する道路（緊急輸送道路等）の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）		※3

※1　「特定既存耐震不適格建築物」に、「要安全確認計画記載建築物」であるものは含まない。
※2　「要緊急安全確認大規模建築物」は平成27(2015)年までに耐震診断結果の報告義務有り。
※3　都内では特定緊急輸送道路沿道の要件該当建築物に耐震改修促進法第7条による耐震診断結果の報告義務有り。
※4　政令で定める危険物の数量は、以降の「既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧」に表示。

表 5　特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 7 条）

① 火薬類（法律で規定）		
	イ. 火薬	10t
	ロ. 爆薬	5t
	ハ. 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
	ニ. 銃用雷管	500 万個
	ホ. 実包若しくは空砲、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
	ヘ. 導爆線又は導火線	500km
	ト. 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2t
	チ. その他火薬を使用した火工品	10t
	その他爆薬を使用した火工品	5t
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く。）		危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③ 危険物の規定に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類又は同表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類		可燃性固体類 30t
		可燃性液体類 20 ㎥
④ マッチ		300 マッチトン※
⑤ 可燃性のガス（⑥および⑦を除く。）		2 万㎥
⑥ 圧縮ガス		20 万㎥
⑦ 液化ガス		2,000t
⑧ 毒物および劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）		毒物 20t
		劇物 200t

※　マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17㎜）で 7,200 個、約 120kg。

1－5 地域区分および緊急輸送道路等

（1）地域区分

区内は、駅周辺で開発などが進む地域がある一方で、古くから木造住宅が密集する地域も多く、地域により市街地の様相が大きく異なります。特に、区南西部の荏原地域などには、防災上の課題を抱える木造住宅密集地域が広く分布しています。

本計画では、こうした地域特性を踏まえ、区内を「整備地域」、「新防火区域」および「その他の地域」の 3 区分に整理し、人口や住宅の耐震化状況などの現状を把握しています。

なお、「整備地域」と「新防火区域」はおおむね重なりますが、区域範囲に一部差異があります。これらの 2 地域に限定実施していた除却助成については、現在では区内全域を対象としています。

「整 備 地 域」：木造住宅が密集する地域で、防災都市づくり推進計画で、震災時に甚大な被害が想定されるとして位置づけられた地域
「新防火区域」：東京都建築安全条例に基づき都知事が指定した区域で、防火地域と準防火地域の中間的な防火規制を行う区域
「その他の地域」：整備地域と新防火区域のいずれにも含まれない地域

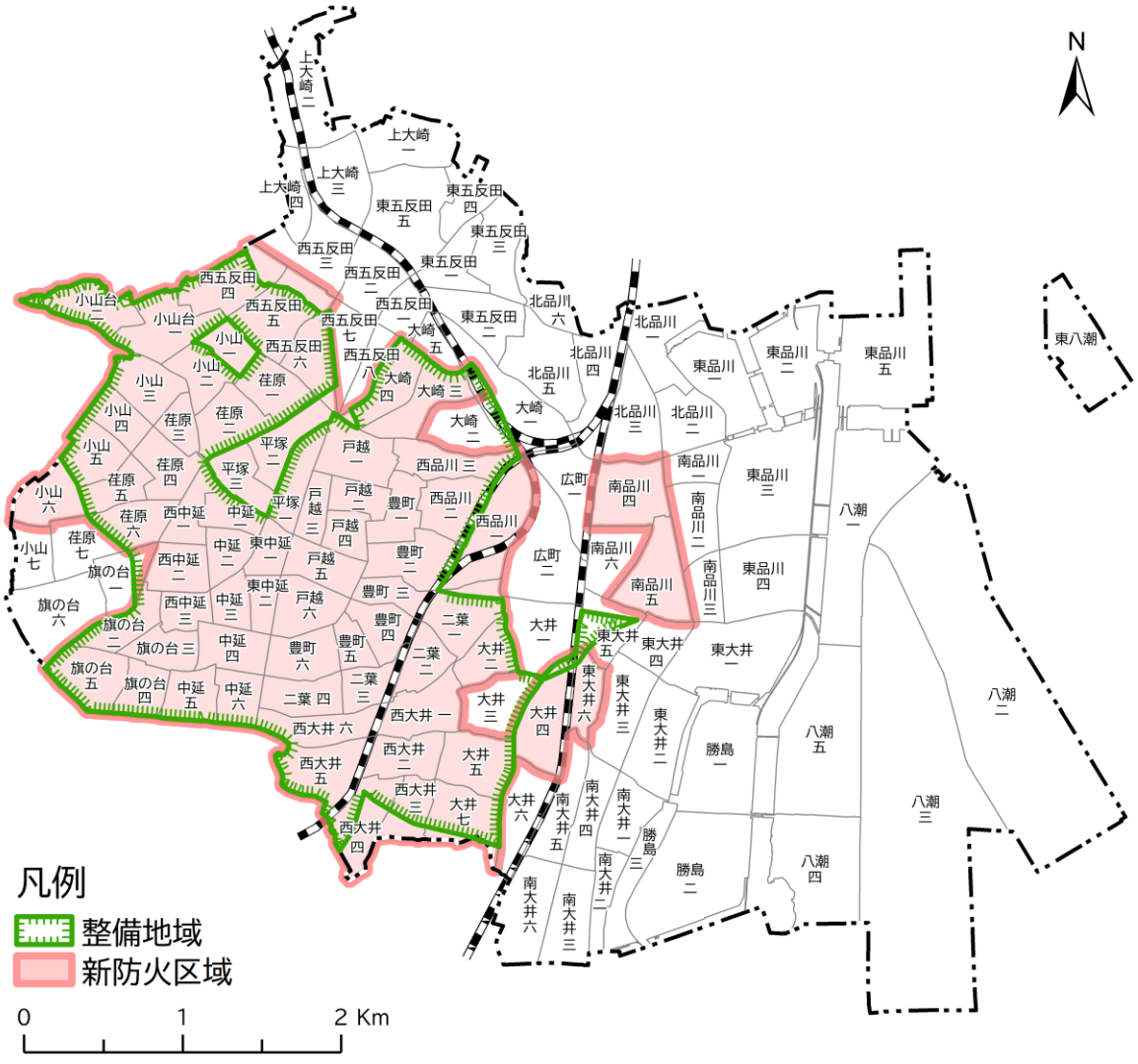


図 4　整備地域・新防火区域図

表 6　地域区分ごとの人口・世帯数・人口密度および世帯密度

地域区分	面積	人口・世帯数	人口密度・世帯数密度
品川区	約 2,285ha	415,696 人 240,899 世帯	181.9 人/ha 105.4 世帯/ha
整備地域	約 709ha	191,985 人 113,412 世帯	270.7 人/ha 159.9 世帯/ha
新防火区域	約 822ha	216,640 人 128,857 世帯	263.4 人/ha 156.7 世帯/ha
その他の 地域	約 1,423ha	189,784 人 107,253 世帯	133.4 人/ha 75.4 世帯/ha

住民基本台帳（令和 7(2020)年 10 月 1 日現在）

（2）緊急輸送道路等

防災上重要な道路は、地震により沿道建築物が倒壊して道路が閉塞すると、避難や救急・消火活動に大きな支障をきたすおそれがあります。さらに、緊急支援物資等の輸送や復旧・復興活動にも重大な影響を及ぼすことから、これらの道路の沿道建築物についても、耐震化を重点的に推進していく必要があります。

本計画では、こうした防災上重要な道路として、都が指定する緊急輸送道路、ならびに区が位置づける緊急啓開道路等を対象に、沿道建築物の耐震化施策を展開していきます。

【区内の主な緊急輸送道路等の区分】

都の指定する緊急輸送道路：阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送などを円滑に行うための道路として、「東京都地域防災計画」に位置づけられた高速自動車国道、一般国道およびこれらを連絡する幹線道路と都知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路。

特定緊急輸送道路：「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」（平成 23(2011)年 3 月、以下「都耐震化推進条例」という。）に基づき、緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定された道路。

一般緊急輸送道路：特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路。

区の緊急啓開道路：「品川区地域防災計画」で位置づけられた、緊急輸送道路と災害対策備蓄倉庫を連絡する道路、または応急対策活動を行うための道路。

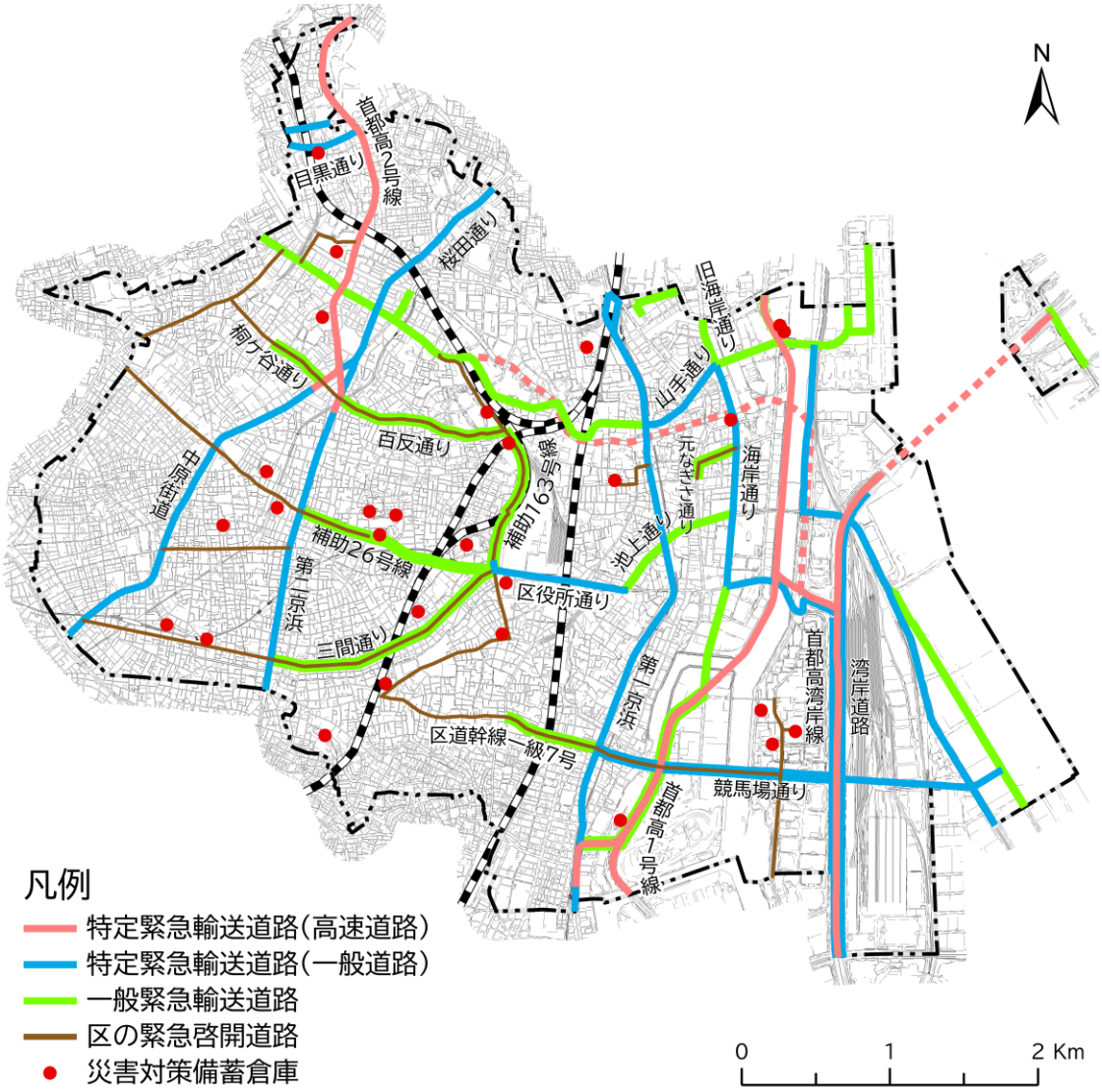


図 5　都の指定する緊急輸送道路・区の緊急啓開道路および災害対策備蓄倉庫の位置図

区内の特定緊急輸送道路	区内の一般緊急輸送道路
首都高 1 号線	山手通り
首都高 2 号線	海岸通り
首都高湾岸線	百反通り
中原街道	三間通り
第一京浜	池上通り
第二京浜	区道幹線一級 7 号（滝王子通り）
桜田通り	桐ケ谷通り
区役所通り	補助 163 号線
山手通り	旧海岸通り
目黒通り	元なぎさ通り
競馬場通り	補助 26 号線
海岸通り	
湾岸道路	

※本計画における最新の特定緊急輸送道路および一般緊急輸送道路は、東京都耐震ポータルサイト参照

（3）避難路

区では、区民の円滑な避難を促進することが防災上重要であるとして、建築物から避難場所までの避難経路となる建築基準法第 42 条第 1 項第 1～5 号および第 2 項に基づく道路を本計画における「避難路」として位置づけます。

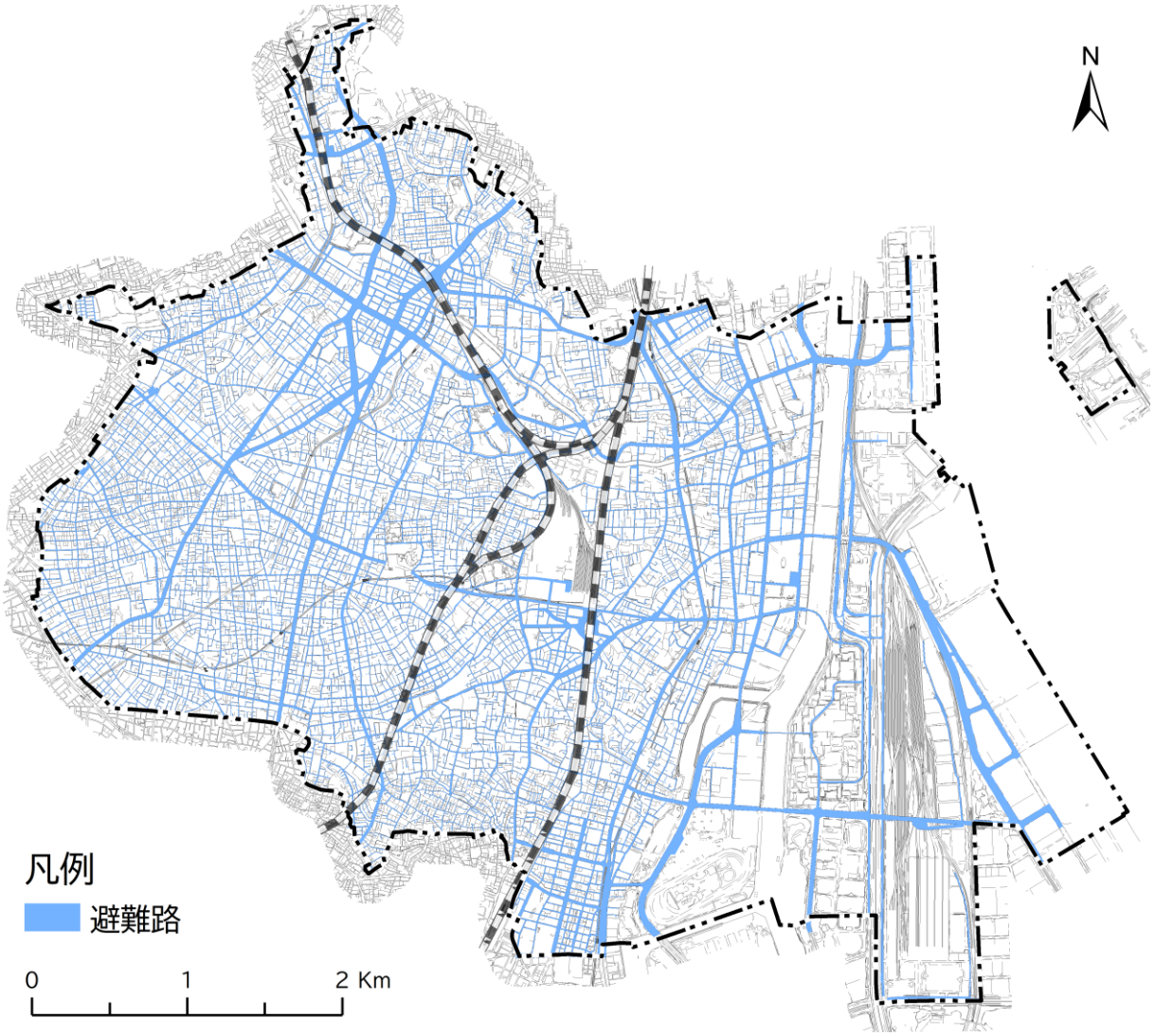


図 6　避難路の位置図

1-6 地震による被害想定・地域危険度

（1）地震による被害想定

「品川区地域防災計画」との整合のもと、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（東京都防災会議地震部会、令和 4(2022)年 5 月公表）の都心南部直下（マグニチュード 7.3）を、本計画の前提とします。

表 7　地震被害想定

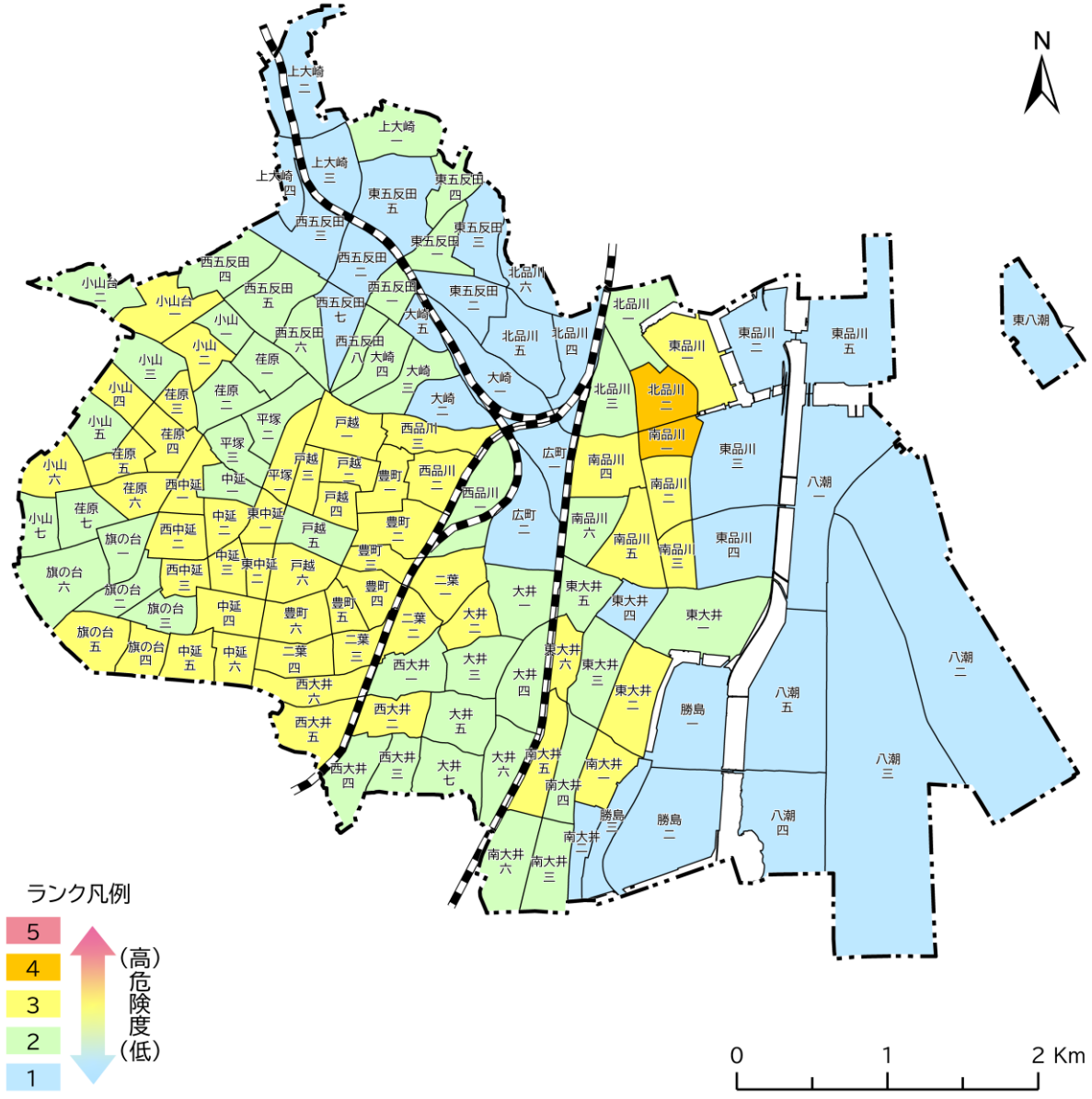
想定地震名			都心南部直下		多摩東部直下		大正関東		立川断層帯	
地震のエネルギー（M）			7.3		7.3		8		7.4	
最大震度			震度 7		震度 7		震度 7		震度 6 強	
地震のタイプ			直下型		直下型		海溝型		直下型	
発生季節と時刻			冬・夕方 18 時		冬・夕方 18 時		冬・夕方 18 時		冬・夕方 18 時	
風速の想定			8m		8m		8m		8m	
			品川区	東京都	品川区	東京都	品川区	東京都	品川区	東京都
死者		人	288	6,148	116	4,986	87	1,777	1	1,490
原因別	ゆれ等建物被害	人	101	3,209	60	2,593	43	969	0	593
	屋内収容物	人	12	239	6	216	6	140	0	54
	急傾斜地崩壊	人	0	8	0	32	0	10	0	22
	火災	人	160	2,482	40	1,918	29	556	1	775
	ブロック塀等	人	14	205	10	224	9	100	0	47
	屋外落下物	人	0	5	0	3	0	2	0	0
負傷者		人	4,492	93,435	2,623	81,609	2,135	38,746	9	19,229
うち重傷者		人	736	13,829	372	11,441	287	4,481	0	2,898
原因別	ゆれ等建物被害	人	3,007	69,547	1,965	60,608	1,586	29,214	8	13,559
	屋内収容物	人	319	6,496	163	5,721	163	4,247	0	1,465
	急傾斜地崩壊	人	0	11	0	40	0	13	0	27
	火災	人	675	9,947	139	7,269	83	1,676	2	2,556
	ブロック塀等	人	482	7,057	350	7,720	299	3,442	0	1,617
	屋外落下物	人	10	378	6	252	4	154	0	4
建物被害(全壊･焼失)		棟	9,178	194,431	3,312	161,516	2,442	54,962	32	51,928
原因別	ゆれ等による建物全壊	棟	2,892	82,199	1,705	70,108	1,289	28,319	0	16,066
	火災延焼による焼失（倒壊建物含まない）	棟	6,286	112,232	1,607	91,408	1,153	26,643	32	35,862

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値と一致しない場合がある。

※ 出典：首都直下地震等による東京の被害想定（東京都防災会議地震部会、令和 4(2022)年）

（２）地震による地域危険度

都では、昭和 50（1975）年に地域危険度を公表してから概ね 5 年ごとに調査を行っており、令和 4(2022)年に都が公表した「地震に関する地域危険度測定調査(第 9 回)」では、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数および総合危険度で示しています。そのうち区内の建物倒壊危険度は以下のとおりです。



都、令和 4(2022)年 9 月発表

図 7　建物倒壊危険度図（地震に関する地域危険度測定調査(第 9 回)）